

国 都 計 第 174 号  
2 都 市 基 街 第 374 号

国土交通大臣 赤 羽 一 嘉  
上記代理人  
国土交通省関東地方整備局長 土 井 弘 次

東日本高速道路株式会社  
上記代表者  
代表取締役社長 小 畠 徹

中日本高速道路株式会社  
上記代表者  
代表取締役社長 宮 池 克 人

令和3年2月19日付国関整道一計第83号、東高建第22号及び中高建第20号で申請のあった東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線の事業計画の変更については、都市計画法第63条第1項の規定に基づき、承認及び認可をする。

なお、認可に当たっては、同法79条の規定により別紙条件を附して認可をする。

令和3年3月29日

国土交通大臣 赤 羽 一 嘉  
(公印省略)

東京都知事 小 池 百 合 子  
(公印省略)

1 基本的事項

東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社は、本件事業の実施に当たって、事業計画及び認可条件並びに関係法令等の定めるところにより適正に施行すること。

2 事業の施行に関する事項

東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社は、以下の事項について適正に実施すること。

- (1) 事業の実施に際しては、国土交通省関東地方整備局及び東京都都市整備局が平成21年4月に取りまとめた、「東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）対応の方針」を尊重し、地元住民に対し十分な説明を行い、理解と協力が得られるよう努めること。  
また、地元区市にも適時適正な情報提供を行うこと。
- (2) 事業計画にのっとり、事業進行管理は適切に行うこと。
- (3) 毎年度当初に事業進捗報告をすること。
- (4) 工事計画、工程等に変更が生じる場合、あるいは変更の可能性が生じた場合は遅延なく報告するとともに、その指示に従うこと。
- (5) 工事の実施においては、「東京外環トンネル施工等検討委員会 有識者委員会」においてとりまとめられた再発防止対策も踏まえ、周辺地に対する影響を十分に配慮するとともに、工事施工の安全に万全を期すこと。

- .....
- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができる（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。）。
  - 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事になる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴できなくなる。）。